

# みんなの意匠権

十人十色のつかいかた



みんなの意匠権 十人十色のつかいかた  
2022年3月 初版発行

[お問合せ先]  
経済産業省 特許庁  
審査第一部 意匠課 企画調査班  
TEL:03-3581-1101(内線2907)  
MAIL:PA1530@jpo.go.jp

リサイクル適性Ⓐ  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



## はじめに

「デザインを保護すると、どんな利点があるのだろう」

「デザイナーにデザインを依頼していない企業には、意匠制度は関係ない」

「サービス業には、デザインを守る意匠制度は関係ない」

「意匠権は侵害訴訟が少なく、活用されていない」

—— そんなふうに、意匠制度について疑問に思ったり、

誤解をされていたりはしませんか？

また、特許や商標の出願経験が豊富でも、意匠制度になじみがないために

デザインを十分に保護できていないという方もいるかもしれません。

本書は、はじめて意匠制度に触れる方に向けて作成したものです。

また、上記のように意匠制度に対して誤解を持っている方や

他の産業財産権法ほど意匠制度に精通していない方にとっても、

役立てていただける内容となっています。

また、意匠権の活用目的はひとつではありません。

第2章では、10人の仮想人物が登場し、

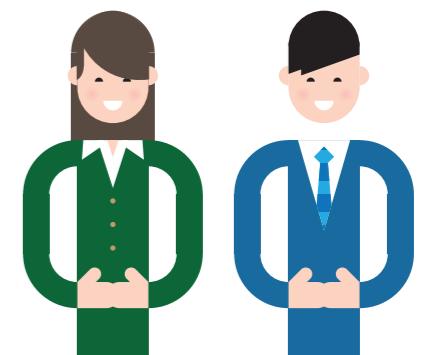
それぞれの立場での意匠権の活用方法を紹介します。

あなたのビジネスの参考になる活用方法が見つかるかもしれません。

本書が、みなさまに意匠制度活用の可能性について考えていただくとともに、

他の制度も含めて、ビジネスを多面的に保護することを

考える契機になれば幸いです。





### 03 パート1 意匠権のきほん

- 04 産業財産権とは?
- 08 意匠とは?
  - 意匠の6つのメリット
- 10 1. 模倣品を発見しやすい
- 11 2. 他者へのけん制や模倣品排除に効果的
- 12 3. 特許性の有無にかかわらず権利化できる
- 13 4. ブランド形成に役立てることができる
- 14 5. 手續が簡便なため、出願しやすい
- 15 6. 費用と時間を抑えて権利化できる
- 16 コラム1 どんな人がどんなデザインを意匠登録出願している?



### 17 パート2 意匠権 十人十色のつかいかた

- 18 デザイン賞に応募するAさん「主力製品を確実に保護!」
- 19 模倣品対策コストを抑えたいBさん「権利取得で他者をけん制!」
- 20 サービス業を営むCさん「ブランド形成をサポート!」
- 21 経営者のDさん「従業員の士気向上!」
- 22 部品メーカーのEさん「取引先のビジネスをも守る!」
- 23 BtoB企業のFさん「技術保護を補完!」
- 24 クラウドファンディング活用中のGさん「公開後に特別な手續で権利化!」
- 25 ベンチャー企業のHさん「投資家からの信頼獲得!」
- 26 個人事業主のIさん「コストを抑えて権利化!」
- 27 研究機関のJさん「研究費回収・権利関係を整理!」
- 28 コラム2 「意匠登録証」ってどんなもの?



### 29 パート3 出願に必要な手續のきほん

- 40 コラム3 「拒絶理由通知書」が届いたらおしまい?



### 41 パート4 参考情報

- 42 各種ガイドライン・役立つ資料・支援ツールと窓口
- 44 各地域での支援

## 目次



# Part 1

## 意匠権のきほん

# 産業財産権とは?

意匠権は、産業財産権のひとつです。  
まずは、産業財産権の基本についてご紹介します。

## 関連情報・参考情報はこちらから

特許庁ホームページ「知的財産権について」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>

特許庁ホームページ「産業財産権について」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai01.html>

知的財産権  
について



産業財産権  
について



## 産業財産権とは?

産業財産権とは、知的財産権のうちの特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つであり、これらの権利による保護制度を特許庁が所管しています。

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的にしています。

特許権、実用新案権、意匠権、商標権を取得した人は、その発明やデザインなどについて、他者を排して独占的に実施(製造、輸出入、譲渡等)することができます。



### デザインの保護は著作権で十分?

「デザインは著作権の保護で十分では?」と思う方は少なくありません。しかし、それは誤解です。

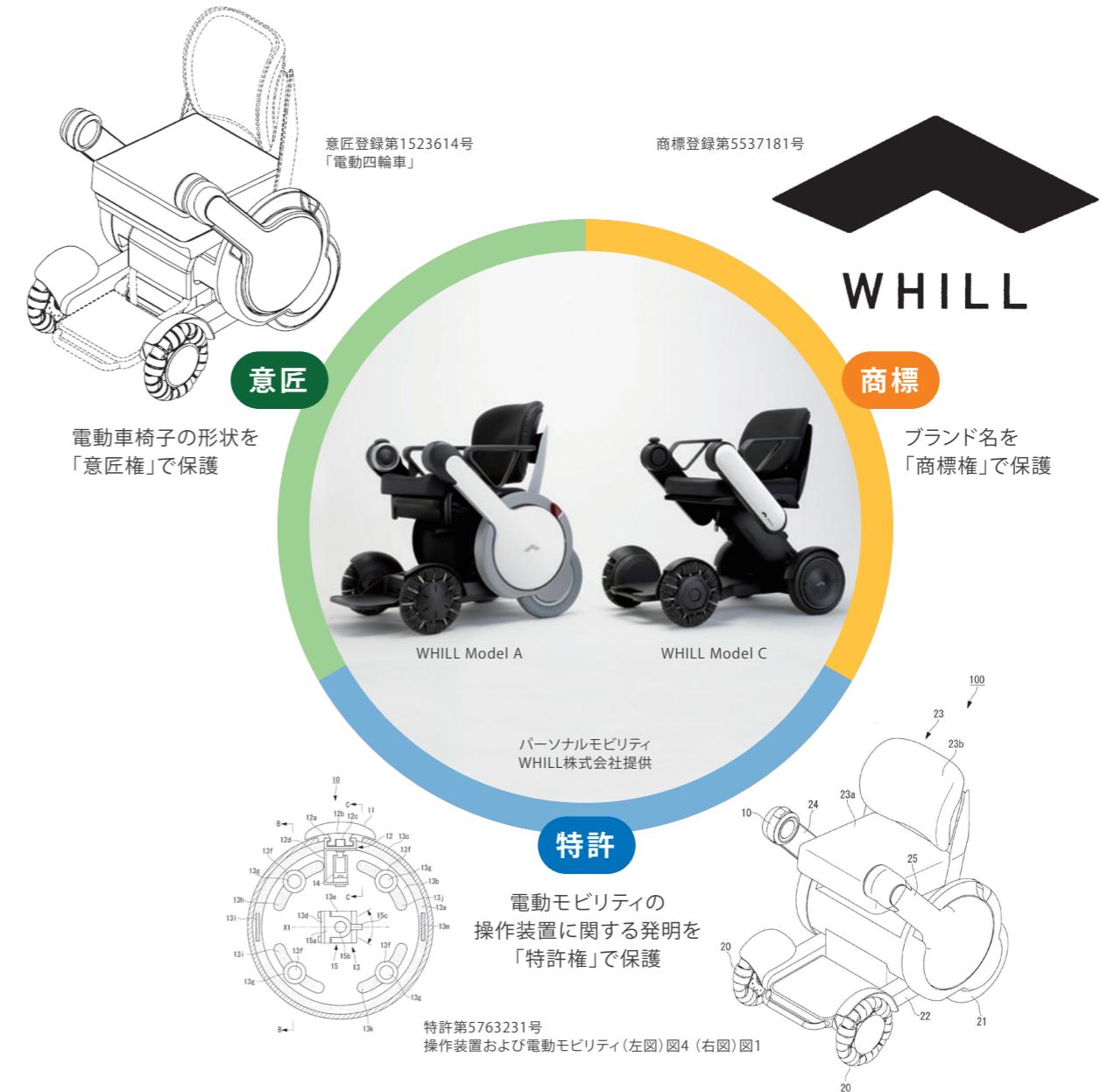
著作権の保護が認められるには、対象物が著作権法で定義された「著作物」でなければなりませんが、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいいます。一般的に、工業製品のデザインはこれらの範囲に属さないと判断されることが多く、著作権で保護することは難しいとされています。

	量産可能性なし	量産可能性あり
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する	<b>著作物</b> 思想又は感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの	※量産品であっても、純粹美術と同視しうるものは著作物性があると判示された例あり
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属さない		<b>意匠</b> 物品、建築物又は画像の形状、模様、色彩又はそれらの結合であって、視覚を通じて美感を引起させるもの

## それぞれの産業財産権による多面的な保護

各産業財産権は、保護対象が異なります。そのため、ひとつの製品であっても、技術的思想は特許権で、製品の見た目は意匠権で、製品の名称や企業ロゴなどは商標権で、というように、それぞれの権利を取得することができます。

自社のビジネスを様々なリスクから守るため、複数の産業財産権によって多面的に保護する、いわゆる知財ミックスを積極的に行う企業もあります。



## 産業財産権の特徴

### 日本で取得した権利は、日本国内でのみ有効!

日本で取得した産業財産権の効力は、日本国内に限定されます。これを属地主義(ぞくちしゅぎ)といいます。つまり、日本国内で意匠権を取得した意匠権者は、日本国内では意匠登録を受けたデザインを独占的に実施することができますが、外国でそのデザインを独占的に実施することはできません。

また、日本国内での産業財産権の内容は、日本の知的財産法が規定するものとなります。外国でそのデザインを独占的に実施したいときは、各国でそのデザインについての意匠権を取得する必要があります。



### 特許庁に手続をすることで権利が発生!

産業財産権は、創作すると同時に自動的に生じるものではありません。日本国内で意匠権をはじめとする産業財産権を取得しようとする場合、特許庁に対して出願手続などを行う必要があります。この考え方を方式主義といいます。また、特許庁に対しての手続は、原則として書面で行う必要があり、この考え方を書面主義といいます。

なお、書面の提出はオンラインでも郵送でも行うことができます。



### 個人的な実施には権利が及ばない!

産業財産権は、「業として」そのデザインや発明等を独占的に実施することのできる権利です。つまり、ビジネス上の実施でないもの、例えば個人的な製造や使用については、その権利が及ばないこととされています。



## 意匠権を取得すると何ができる?

### 侵害行為を停止させたり、侵害品を破棄させたりできる!

登録意匠と全く同じ意匠や登録意匠に似ている意匠を製造したり販売したりする行為を、意匠権の侵害といいます。

意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができます。

詳しくは、ページ下部に記載の「意匠権侵害への救済手続」の「差止請求」をご参照ください。



差止請求

### 自分の権利を侵害された場合、損害額の賠償を請求できる!

意匠権者は、故意又は過失により自己の意匠権を侵害した者に対して、その侵害により受けた損害の賠償を請求することができます。

損害額の計算式は、侵害された状況によって異なります。詳しくは、ページ下部に記載の「意匠権侵害への救済手続」の「損害賠償請求」をご参照ください。



損害賠償請求

### 権利者が許諾した者にのみ実施させることができる!

意匠権者は、自己の意匠権について他人に実施を許諾(自分が権利を持っているデザインの製品を他者に製造させたり、輸出入させたり)することができます。その代わりにロイヤリティを得るライセンス契約などを結ぶことにより、自身の権利を活用して、ビジネスをさらに発展させることができます。

意匠権侵害への救済手続については、こちらもご参考ください。  
特許庁ホームページ「意匠権侵害への救済手続」  
<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/design-kyusai.html>



実施許諾

# 意匠とは?

続いて、意匠権で保護できるものとはいってい何なのか、意匠権で保護された様々なものの例を紹介しながら説明していきます。

## 関連情報・参考情報はこちらから

特許庁ホームページ「意匠制度の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/torokugaiyo/index.html>

特許庁ホームページ「意匠とは」

<https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/chizai05.html>

意匠制度の概要



意匠とは



## 「意匠」って、何のこと?

産業財産権のひとつである意匠権の保護対象となる「意匠」とは、①物品の形状、模様、色彩やこれらの結合、②建築物の形状等、③画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもののことです。

また、物品、建築物又は画像の「部分」の形状等も「意匠」として保護することができます。

## 魅力的、機能的、個性的… さまざまな性質をもった意匠を保護する

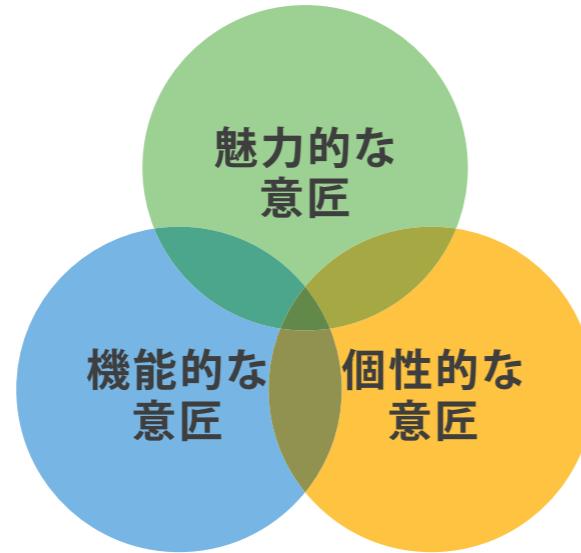
一言で「意匠」と言っても、魅力的な意匠、機能的な意匠、個性的な意匠など、様々な性質の意匠が想定できます。

例えば、特に美しさが追求され、洗練された「魅力的な意匠」。これらを保護することは、多くの方がイメージする意匠権による保護のあり方と言えるでしょう。

形状と機能とが深い関係にある意匠や、技術によって生み出された形状を有する意匠は「機能的な意匠」といえます。これらを保護することで技術保護を補完する効果が期待できます(詳しくは、パート1 P12やパート4 P23もご参照ください)。

また、継続的に使用する意匠や、複数製品に共通する、自社らしさが表れた意匠などの「個性的な意匠」。これらを保護することで、その意匠を独占的に実施でき、デザインによってブランドを形成する効果が期待できます(詳しくは、パート1 P13やパート4 P20もご参照ください)。

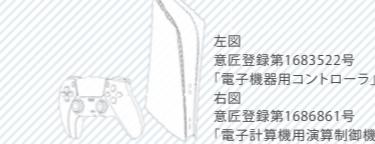
- 特に美しさを追求した形状等
- 洗練された形状等



- 形状と機能とが深い関係にある形状等
- 技術によって生み出された形状等
- 部品形状等

- 継続的に使用する形状等
- 複数製品に共通する形状等
- プロモーションアイテムの形状等

## 意匠登録されたものの例



左図  
意匠登録第1683522号  
「電子機器用コントローラ」  
右図  
意匠登録第1686861号  
「電子計算機用演算制御機」



意匠登録第1685214号  
「炊飯器」



意匠登録第1690992号  
「椅子」



© Sony Interactive Entertainment Inc. All rights reserved.  
Design and specifications are subject to change without notice.

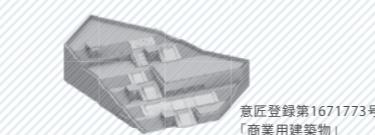
(参考)プレイステーション®5  
(株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント提供)



(参考)Panasonic 炊飯器 SR-UNX101  
(パナソニックIPマネジメント株式会社提供)



(参考)クロッサチェア  
(株式会社イトーキ提供)



意匠登録第1671773号  
「商業用建築物」



意匠登録第1671152号  
「書店の内装」



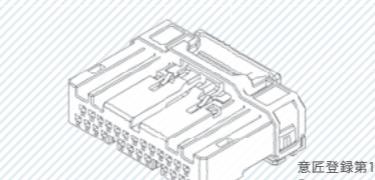
(参考)ユニクロPARK 横浜ベイサイド店  
(株式会社ファーストリテイリング提供)



(参考)茑屋書店  
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)



(参考)エリアマーク™  
(株式会社小糸製作所提供)



意匠登録第1703941号  
「コネクタ」



意匠登録第1686890号  
「排水管継手」



意匠登録第1689608号  
「ねじ」



意匠登録第1673464号  
「冷菓」



意匠登録第1656282号  
「包装用容器」

# 意匠権の6つのメリット

意匠権には、どんなメリットがあるのでしょうか?「見た目についての権利」ならではの利点をご紹介します。

メリット  
1

## 模倣品を発見しやすい

見た目の権利のため、必ずしも専門的な知識がなくても模倣品が市場に出回っていないか、調査・確認がしやすいといえます。

メリット  
2

## 他者へのけん制や模倣品排除に効果的

意匠権に基づく侵害訴訟は稀であるため、意匠権は活用されていないと思われがちですが、実は水面下で活用されています。

### ■ 見た目で権利内容が分かるため、知的財産権に精通していないても模倣品を発見しうる

意匠権は見た目に関する権利であるため、具体的な性能や機能を確かめたりする必要なく、見た目が酷似しているものを探すことによって、比較的容易に模倣品を発見することができます。

そのため、例えば、税関の職員が水際で知的財産権を侵害する物品の輸入差止めを行うかどうかを判断する際に、差止めの有効性が高まることが期待できます。実際にページ下部のグラフのとおり、近年は数百件の物品がその意匠権に基づいて税関で輸入差止めをされています。また、自社の営業担当が、展示会や店頭などで模倣品を発見したり、顧客から自社製品に類似する商品の情報を提供されたりするなど、専門的知識や能力がなくても、比較的容易に模倣品を発見することができると考えられます。

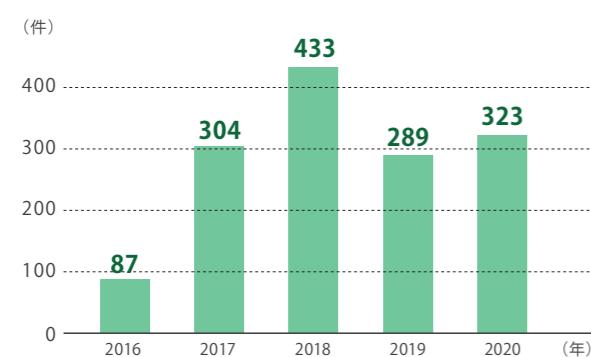
さらに、模倣品はインターネット上の小売サイトで販売されるケースも数多くありますが、販売に際して商品画像が掲載されれば、その商品画像をもとに模倣の可能性がある商品を発見することも可能です。

税関で意匠権に基づいて輸入を差し止めた侵害物品の例（写真はすべて侵害品）



（出典）財務省「令和2年の税關における知的財産侵害物品の差止め状況（詳細）」  
[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2020/20210305a.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020/20210305a.htm)

### 意匠権による輸入差止件数推移



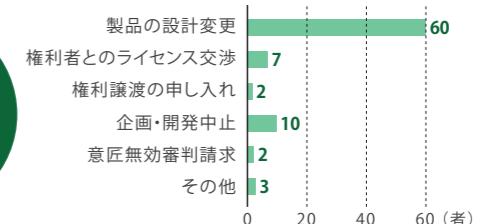
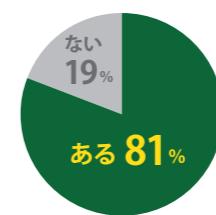
（出典）財務省「令和2年の税關における知的財産侵害物品の差止め状況（資料）」  
[https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2020/20210305b.htm](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020/20210305b.htm)  
を基に特許庁作成

### ■ 登録意匠が公示されることで、けん制効果がはたらく

出願した意匠が登録されると、権利内容が「意匠公報」に掲載され、公示されます。競合他社は、権利侵害で訴えられないよう、販売予定の製品と同じ分野の意匠公報を調査していることが多いため、意匠権を取得しておくことで、他者による模倣品や類似品の市場投入を未然に防ぐ効果が期待できます。実際に、ある調査によると、権利調査時に発見した他者の意匠権への対策が必要になったと回答した者は全体の80%を超えていました。

製品企画・開発上、調査時に発見した  
他者の意匠権への対策が  
必要となったことがあるか？  
その対策内容は？

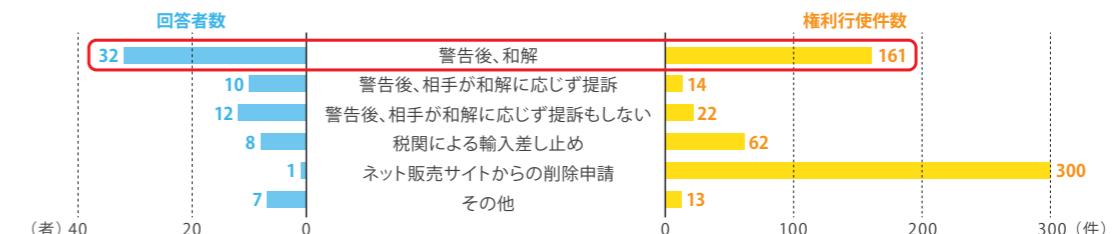
N=62者  
(出典)「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財権制度の活用に関する調査研究」  
[https://warp.dnl.go.jp/info:dnljpid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryo/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://warp.dnl.go.jp/info:dnljpid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryo/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2010_13.pdf)を基に特許庁作成



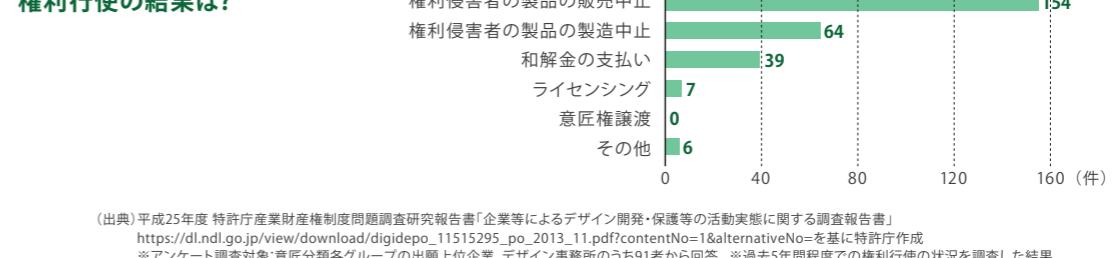
### ■ 模倣品・類似品が出現したときも、訴訟に至らず警告段階で解決する場合が多い

意匠権の権利行使の実態を見ると、以下のグラフのとおり、「警告後、和解」するケースが多いことが分かります。また、その和解の内容は、「製品の販売中止」が最も多く、次いで「製品の製造中止」、「和解金の支払い」などがあります。

#### 意匠権の権利行使方法の内訳は？



#### 権利行使の結果は？



## メリット

3

## 特許性の有無にかかわらず権利化できる

意匠権は、物品や建築物、画像について、その性能や製造方法にかかわらず、見た目を保護する権利です。

## メリット

4

## ブランド形成に役立てることができる

自社らしさが表れた意匠を保護することで、ブランドイメージの形成にも役立ちます。また、技術力に裏打ちされたブランドイメージを保護できる場合もあります。

### ■ 特許性の有無にかかわらず製品を保護できる

技術力を強みとする企業や製品にとって、特許が取得できず、技術を保護する手段がないことは事業上のリスクであるといえます。しかし、特許権が取得できない場合であっても、物品、建築物、画像の形状等として新規性や創作非容易性など、意匠の登録要件(ページ下部参照)を満たせば、意匠権によってその形状等を保護することができます。

また、特許権を取得できた場合であっても、加えて意匠権も取得しておくことで、例えば、外観は似ていながら機能や性能が本物に劣るような、特許権では対処できない粗悪品への対策など、より強固な知的財産の保護ができる場合があります。

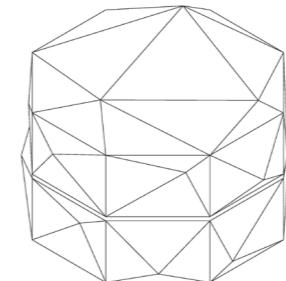
### ■ 素材の記載や、製造方法の説明がなくても権利化できる

意匠登録出願の際には、その意匠に使用する素材の説明や、製造方法の説明を要しないため、出願することにより技術流出が起こる可能性は低いといえます。

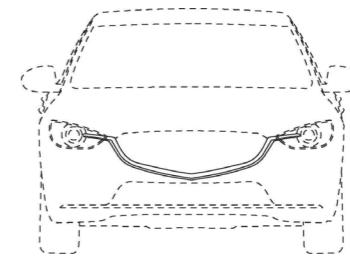
### ■ 条件を満たせば、特許出願を意匠登録出願へ変更できる

新しい形状を発明して特許出願したもの、特許性が認められず、その形状の美的な面について意匠登録を受けようとする場合などに、この制度が活用されます。ただし、その場合、原出願(もともとの出願)となる特許出願の願書や明細書等に、形状等が明確に特定できる具体的な意匠が表れていることが必要なため、出願変更も視野に入れている場合は、特許出願時から意識して図面を作成しておくことが重要です。

- |                  |   |
|------------------|---|
| <b>意匠の主な登録要件</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工業上利用することができる意匠であること</li> <li>② 新規性(世界で最も新しい意匠であること)</li> <li>③ 創作非容易性(容易に創作できた意匠でないこと)</li> <li>④ 不登録事由(公序良俗に反する意匠でないことなど)</li> <li>⑤ 先願(他者より先に出願していること)</li> <li>⑥ 先願意匠の一部と同一又は類似の意匠でないこと</li> <li>⑦ 一つの意匠のみが一つの出願に含まれていること</li> </ul> |
|------------------|---|



意匠登録第1535462号「包装用容器」



意匠登録第1412277号「乗用自動車」

### ■ 外観だけ似ている粗悪な模倣品を排除してブランドイメージの毀損を回避する

特許化された技術を用いた製品に対し、その技術は用いずに外観だけ真似た模倣品が出現した場合、特許権で対応することは困難です。しかし、性能や効果が低い粗悪な模倣品を放置しておくと、真正品を含めた同種の製品のイメージが悪化してしまいかねません。

このようなケースでは、見た目の権利である意匠権を取得しておくと有効です。意匠権を取得し、外観のみ真似た粗悪な模倣品を排除できれば、技術力に裏打ちされたブランドイメージを保護することにつながります。

#### 美容用ローラー「ReFa」／株式会社 MTG



外観のみを似せることは簡単なため、「微弱電流が流れない」、「内部に水が入る」といった粗悪な模倣品が多数流通。税関に差止申立てを行い、2,000台以上の模倣品が日本各地の税関において廃棄され、真正品の単価から考えて数千万円以上、抑止作用も含めるとそれ以上の効果を上げた。

意匠登録第1387971号「美容用ローラー」

メリット  
5

## 手続が簡便なため、出願しやすい

意匠登録出願に必要な書類は、基本的に願書と図面のみで、出願書類の準備をしやすいといえます。

### 必要な書類が少なく、気軽に出願しやすい

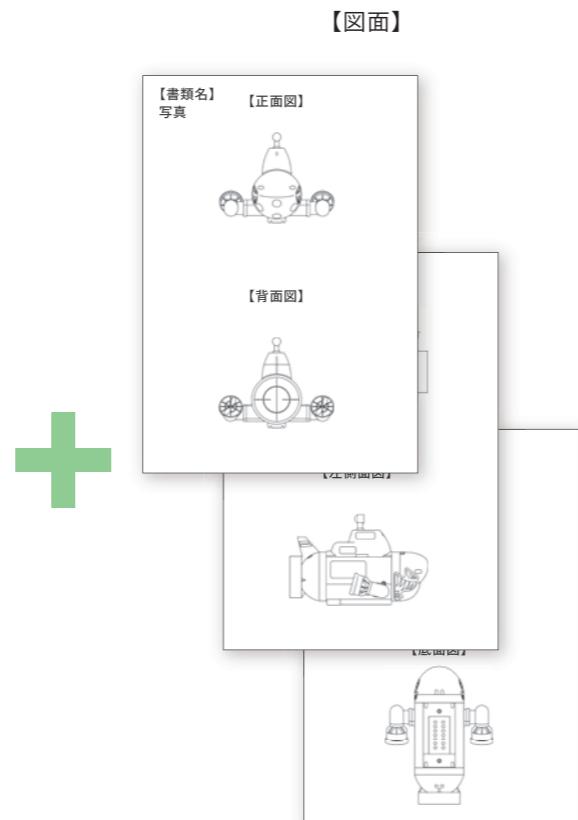
意匠登録出願に必要な書類は「願書」と「図面」の二つで、各書類に記載すべき内容も多くありません。そのため、知財総合支援窓口(P43参照)などに相談しながらご自身で必要書類を準備し、出願している方もいます。

願書については、必要事項を入力することで簡単に電子出願用の書類を作成できる「さくっと書類作成」のサービスを活用したり(P43参照)、2回目以降は最初に作成したフォーマットを活用したりすることで、作成にかかる手間を抑えることも可能です。

図面については、意匠を特定するために必要な数の図を記載しなければなりませんが、文章での説明は不要です。また、図面の代わりに、出願したい意匠を撮影した写真や、見本・ひな形で提出することもできます。

**【願書】**

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	A-3-A N
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代表者】	〇〇〇〇
【代理人】	
【識別番号】	1000000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
(【手数料の表示】)	
(【予納台帳番号】)	
(【納付金額】)	
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	背面図は…



手続の基本はパート3を、分からぬことがある場合の相談窓口はP43をご参考ください

メリット  
6

## 費用と時間を抑えて権利化できる

権利化にかかる費用が比較的安く、また審査期間も比較的短いのが意匠制度の特徴です。

### 権利化までにかかる費用が比較的安い

意匠登録出願の出願料は16,000円です。特許と異なり審査請求の制度がないため、基本的にはこの出願料のみで審査の結果が出ます。意匠権を発生させるには登録料を納付する必要がありますが、1年分(8,500円)の納付でも権利を発生させられるため、意匠権の取得に最低限必要な費用は24,500円となります。

また、意匠登録出願は願書と図面(写真やCGでも可)で出願できるため、単に出願するだけなら書類を自作することも比較的容易といえます。

	意匠	特許	商標
出願料	16,000円	14,000円	3,400円+(区分数×8,600円)
審査請求料	なし (全件審査)	138,000円+(4,000円×請求項数) <small>※2019.4.1以降の出願 ※中小企業、個人及び大学等を対象に、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。</small>	なし (全件審査)
特許料・登録料 (/年)	1-3年目 8,500円 4-25年目 16,900円	1-3年目 4,300円+(300円×請求項数) 4-6年目 10,300円+(800円×請求項数) 7-9年目 24,800円+(1,900円×請求項数) 10-25年目 59,400円+(4,600円×請求項数) <small>※2004.4.1以降に審査請求をした出願 ※21~25年目は、延長登録の出願があった場合のみ ※中小企業、個人及び大学等を対象に、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。</small>	区分数×32,900円(10年分) <small>※5年分ごとに分割納付することも可能。 その場合の登録料は、区分数×17,200円/5年。</small> <b>&lt;更新登録料&gt;</b> 区分数×43,600円(10年分) <small>※5年分ごとに分割納付することも可能。 その場合の更新登録料は、区分数×22,800円/5年。</small>

\*2022年4月1日以降の料金 (出典)産業財産権関連料金一覧 <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>

### 審査にかかる期間が比較的短い

意匠審査は、出願から最初の審査結果通知までの期間が平均6.3か月です。特に製品サイクルが短い日用品などの消費財の分野では、この点がメリットとして認識されています。このメリットを利用して、特許権取得までのつなぎとして意匠登録出願をする方もいます。

	意匠	特許	商標
一次審査通知までの期間(平均)	6.3月	10.2月	10月
権利化までの期間(平均)	7.1月	15月	11.2月

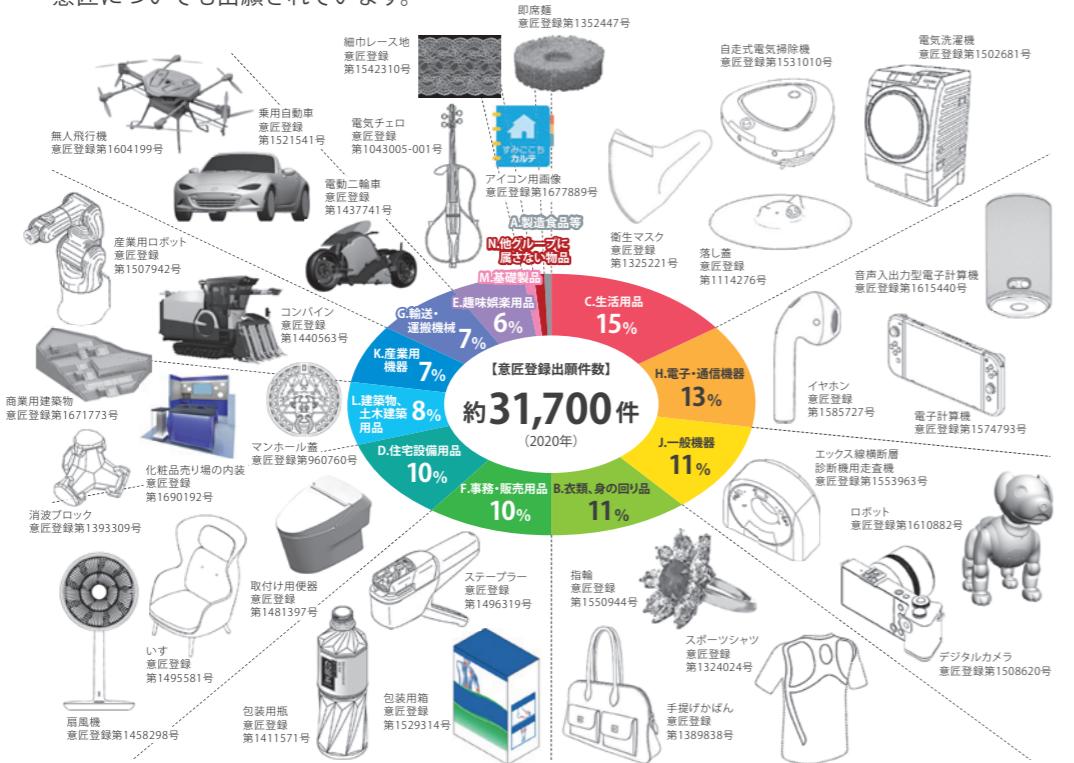
2020年度実績

column

## どんな人がどんなデザインを意匠登録出願している?

### ■ 多様な分野のデザインが意匠登録出願されている!

家電、家具、自動車などの製品はもちろん、パッケージや加工食品、医療機器や建築・土木用品などの意匠も出願されています。2020年からは、新たに保護が可能となった建築物、内装、画像の意匠についても出願されています。



### ■ 中小企業も活発に意匠登録出願を行っている!

意匠登録出願は、中小企業からも活発に行われています。意匠登録出願件数(内国人)に占める中小企業の出願件数割合は41.0%、意匠登録出願人数(内国人)に占める中小企業数割合は59.6%です(いずれも2020年)。意匠制度は、企業の規模にかかわらず、幅広い層に利用されているといえます。

意匠登録出願件数  
(内国人)に  
占める中小企業の割合



意匠登録出願人数  
(内国人)に  
占める中小企業の割合



日本意匠分類について、詳しくは「日本意匠分類関連情報」をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou\\_bunrui/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html)



## Part 2

### 意匠権 十人十色のつかいかた

- P18 デザイン賞に応募するAさん**  
#模倣品対策  
#デザイン賞  
#ヒット商品  
#デザイン開発に注力
- P19 模倣品対策コストを抑えたいBさん**  
#コスト削減  
#模倣品を未然に防ぐ  
#他者へのけん制  
#意匠公報
- P20 サービス業を営むCさん**  
#体験のデザイン  
#ブランド形成  
#販促ツール  
#建築物・内装・画像の保護
- P21 社内の創作意欲向上をねらう経営者Dさん**  
#オリジナリティの証明  
#創作者・開発者の創作意欲向上  
#意匠登録証
- P22 部品メーカーのEさん**  
#部品の保護は完成品メーカーにも有益  
#取引先との信頼関係
- P23 BtoB企業のFさん**  
#技術保護の補完  
#技術と結びついた形状  
#BtoB製品 #内部部品  
#粗悪な模倣品対策
- P24 クラウドファンディングを活用するGさん**  
#クラウドファンディング  
#展示会出展  
#予想以上の反響  
#新規性喪失の例外
- P25 ベンチャー企業のHさん**  
#投資家からの信頼獲得  
#知財意識の高さをアピール  
#資金調達時の好評価  
#対等な取引
- P26 個人事業主のIさん**  
#自分で出願  
#審査期間が短い  
#出願・権利化費用が安価  
#権利調査
- P27 企業と共同開発する研究機関のJさん**  
#研究費回収  
#持続的な共同開発  
#権利関係の整理  
#ライセンス



デザイン賞に応募するAさんは…

## 模倣被害に備えて、応募する製品やヒットをねらう商品をもれなく権利化！

デザイン賞受賞製品やヒット商品など、製品のデザインが優れているほど、一般に模倣を受けやすい傾向があります。権利を取得して備えましょう。



### たくさん売れた、賞を獲った…優れたデザインであるほど模倣されてしまう

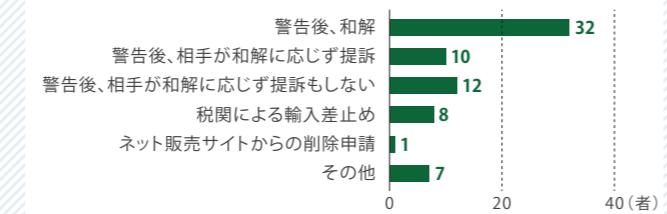
デザイン賞を受賞した製品のデザイン、ヒットをねらう商品のデザインなどは、模倣されやすい傾向があります。多額の研究開発費をかけて生み出した優れたデザインにただ乗りされれば、投資回収がままなりません。また、模倣品を放っておくと、次々にまた別の模倣品が出てくる可能性があるため、最初に模倣品を発見したときに迅速に何らかの対処を行うことが重要です。そのためには、保護したい自身のデザインについて、しっかりと権利を取得しておく必要があります。

### 警告後に和解するケースが多い！

実際に模倣品が出た場合、意匠権はどのように使われているのでしょうか？

ある調査によると、右のグラフのとおり「警告後、和解」しているケースが最も多く、見た目の権利ならではの効果を発揮していることが分かります。このほか、相手方を提訴しているケースや税関への輸入差止申立てを行っているケースなどもあります。

### 意匠権の権利行使の内訳は？



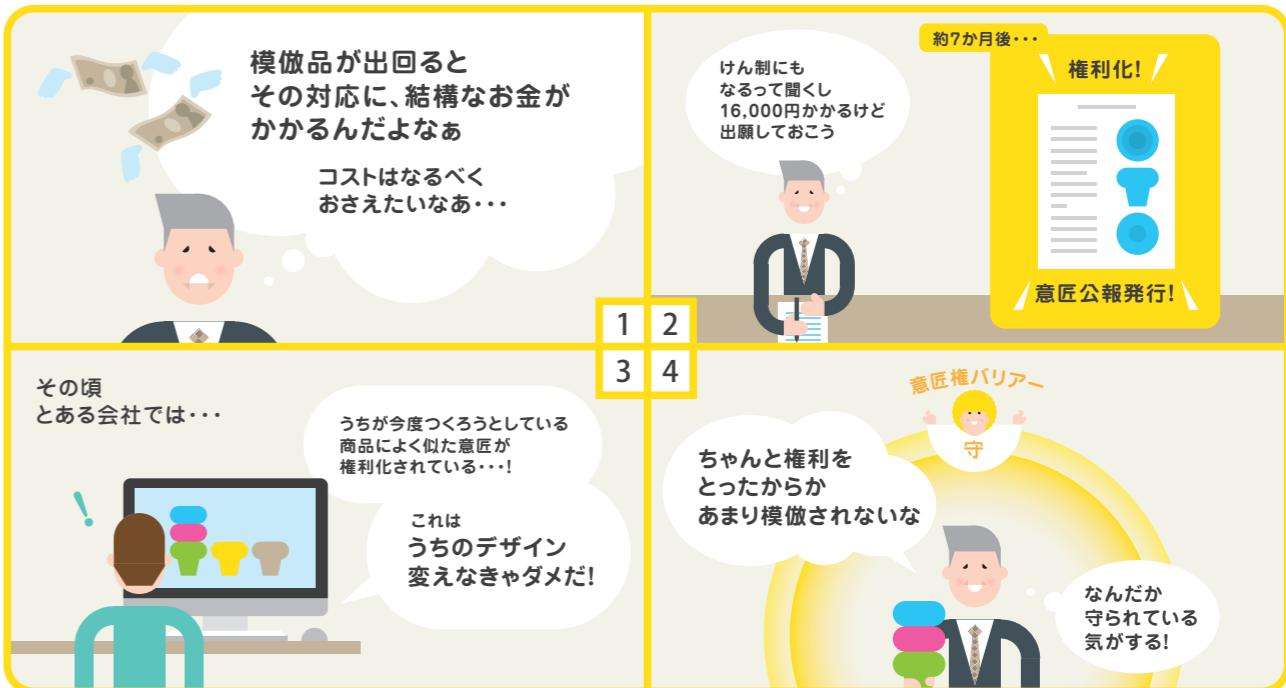
(出典)平成25年度 特許庁産業財産制度問題調査研究報告書  
「企業等によるデザイン開発・保護等の活動実態に関する調査報告書」  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11515295\\_po\\_2013\\_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=0](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515295_po_2013_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=0)を基に特許庁作成  
※アンケート調査対象：意匠分類各グループの出願上位企業、デザイン事務所のうち91者から回答。  
※過去5年間程度での権利行使の状況を調査した結果。



模倣品対策コストを抑えたいBさんは…

## 意匠権を取得して競合他社をけん制し、侵害への対処機会を減らす！

意匠権を取得すると、権利侵害に対して警告・侵害訴訟を行えるほか、公報発行によるけん制の効果も期待できます。



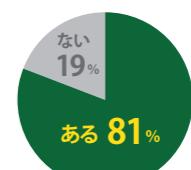
### コストがかかる模倣品対策、未然に防ぐには？

模倣品や類似品の出現に対する警告や訴訟は、金銭的・時間的コストがかかりますが、模倣品や類似品の発生を未然に防ぐことができれば、こうしたコストを最小限に抑えることができます。意匠権を取得すると、その権利の内容が「意匠公報」に掲載され、公示されます。競合他社は、後から権利侵害で訴えられないよう、意匠公報を調査していることが多いため、意匠権を取得しておくことで、他者が模倣品や類似品を市場投入することを未然に防ぐ効果を期待できます。

### 意匠権は水面下で効いている！

右のグラフのとおり、ある調査によると、他社の意匠権を調査する中で、企画・開発上の対策が必要になった経験を持つ企業は全体の8割を超えていました。具体的な対策の内訳は、「製品の設計変更」が最多ですが、「企画・開発の中止」や「ライセンス交渉」に至ったケースも見られ、意匠権が水面下で効いている実態がうかがえます。

製品企画・開発上、調査時に発見した他者の意匠権への対策が必要となったことがありますか？  
その対策内容は？



N=62者  
(出典)「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究」  
[https://warp.dti.ndl.go.jp/info/ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pd/zaisanken/2010\\_13.pdf](https://warp.dti.ndl.go.jp/info/ndljp/pid/10322385/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pd/zaisanken/2010_13.pdf)を基に特許庁作成

サービス業を営むCさんは…



## 顧客との接点を意匠権で保護し、ブランド形成に役立てている!

自社製品として製造・販売している形ある商品だけを意匠権で保護するのではなく、販促ツールや店舗の内装、WEBサイトなどの意匠をも保護することで、ブランド形成にも役立てられます。

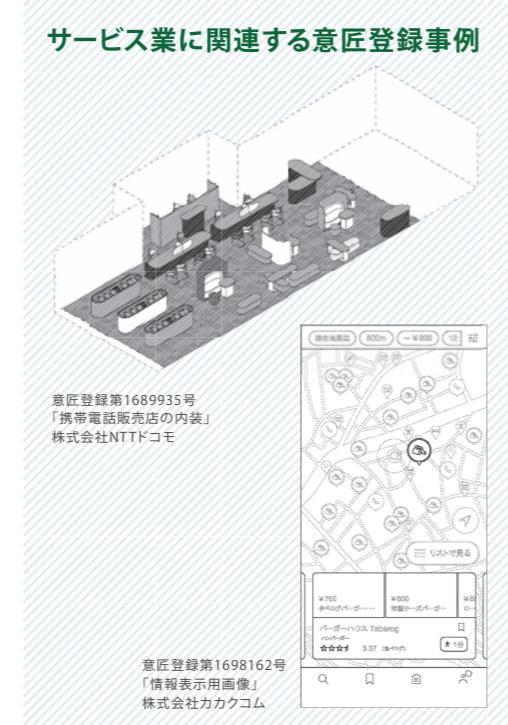


### 自社らしさを表現した顧客との接点を意匠権で保護し、ブランド形成を加速化!

意匠権は、ものづくり企業のためだけのものではありません。意匠法上の意匠は「物品や建築物、内装、画像の形状、模様、色彩又はこれらの結合」ですので、看板、制服、メニュー、店舗の外観・内装、WEBサイトなどの意匠も製品同様に保護できるため、サービス業を営む企業にとっても意匠権を取得することが効果的な場合があります。

近年、顧客との接点となる様々な要素を自社らしいデザインで表現することによって、ブランド全体でその世界観を構築し、顧客に対してブランドイメージをより強く訴求する手法が見られるようになっています。

顧客との接点は、実際に顧客の手に渡る製品や提供するサービスのみにとどまらず、それらを販売・提供する店舗やWEBサイトなど様々です。これら顧客との接点となる意匠を独占して使用できれば、「このデザインはあの企業のものだ」と顧客に認識されやすくなるため、意匠権を取得することは、自社のブランド形成への貢献にもつながるといえます。



経営者のDさんは…



## 従業員の努力の結晶を権利化し、さらなる創作意欲向上につなげる!

意匠権を取得すると、創作した意匠の保護ができるのはもちろんのこと、従業員のモチベーション向上にもつながります。



### 意匠権取得が組織を活性化させる?

意匠権取得に期待される効果の一つに、「組織を活性化させる」というものがあります。意匠権は、過去にない新しい意匠に付与されるため、意匠権を取得できたということは、従業員の努力の成果(創作)のオリジナリティが証明されたことになります。

意匠権を取得すると、意匠公報が発行され、その内容が公示され、権利者名だけでなく、創作者名(従業員の名前)も掲載されます。これらにより、そのデザイン開発を行った従業員たちのさらなる創作意欲の向上が見込めるとして、意匠権を積極的に取得する企業もあります。

また、創作した意匠を出願したことになった際や、出願した意匠が登録に至った際に、そのデザイン開発に関わった従業員に対し、一定の金額を支払う報奨金制度を設けている企業もあります。

### 活用事例: 株式会社エンジニア

社内の廊下に「MPDPウォール」と呼ばれる掲示板を設け、これまで国内外で取得した数々の権利の意匠登録証や特許証を掲示して、従業員の知財意識や新たな創作意欲の向上につなげています。

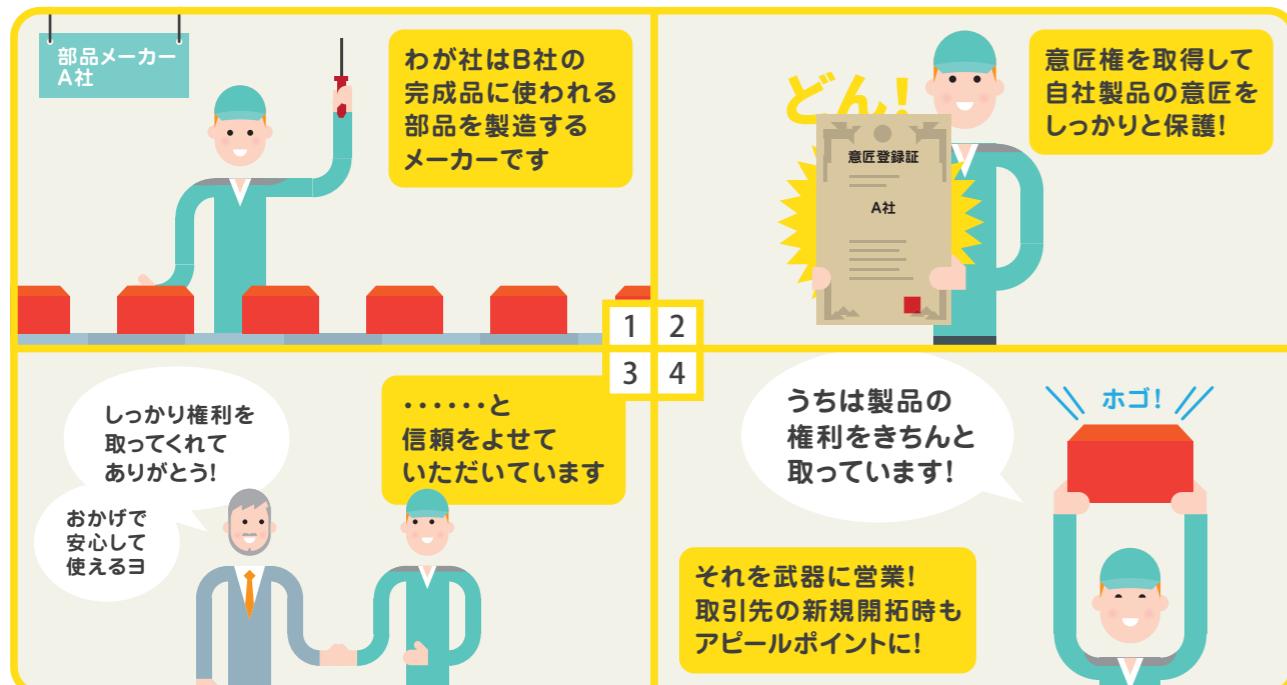


 部品メーカーのEさんは…

**権利取得で取引先からの信頼を得て  
安心して製品を採用してもらう!**

自社製品が、取引先の製品を構成する部品である場合、

自社製品を意匠権で保護しておくことで、取引先からの信頼を獲得できる場合があります。



### 自社のビジネス、ひいては取引先のビジネスをも保護する

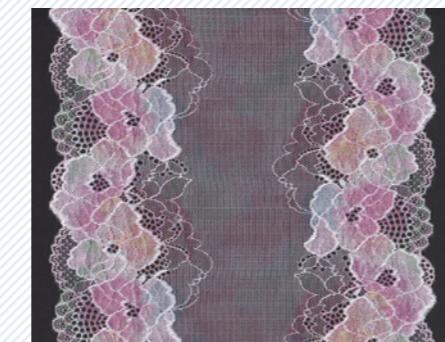
自社製品が取引先の製品の一部（部品）として用いられている場合、意匠権による自社製品の意匠の保護の意義は、自社の創作やビジネスの保護だけにとどまりません。

部品メーカーが意匠権を取得しておくと、取引先である完成品メーカーに対して「自社の製品は安心して使ってもらえるものです」とアピールすることができます。完成品メーカーとしては、自社に納品された部品が他者の権利を侵害していた場合、自社が生産した完成品ごと回収しなければならない事態が生じる可能性もあるため、すでに意匠権を取得している部品であれば安心して採用することができます。

このように、部品メーカーが自社の意匠についての権利を取得することは、取引先のビジネスを保護することにもつながるため、取引先からの信頼を得ることができます。

### 活用事例：株式会社タケダレース

株式会社タケダレースは、約30年前から意匠登録の取組を進めており、2021年12月時点では3,000件弱の意匠登録を行っています。出願の主な目的は、国内外での模倣防止や、最終製品の製造を行うメーカーを模倣品から保護することです。



「BtoB製品だから」と、意匠権は無関係だと考えてはいませんか？

意匠権による保護は、デザイナーがデザインしたものだけが対象となるのではありません。



### 「デザイナーがデザインしていない製品」や「内部部品」であっても「見た目」を保護できる！

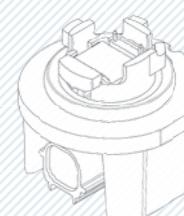
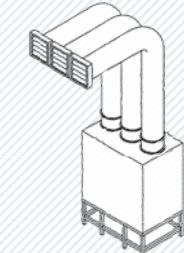
「意匠権は、デザイナーと仕事をしていないBtoB企業とは無関係」——これは、意匠制度についてよくある誤解のひとつです。意匠権の保護対象は、意匠法で「物品や建築物、内装、画像の形状、模様、色彩又はこれらの結合」とされています。したがって、視認できる製品の見た目は、すべて意匠権の保護対象になります。

また、「意匠権は、消費者の目に触れる事のない内部部品とは無関係」というのも、よくある誤解です。製品内部の部品であっても、それが部品として流通する（取引時に目に触れる）ものであれば、意匠権で保護することができます。

### 外観だけが似た粗悪な模倣品への対策にも、意匠権が有効！

模倣品の中には、外観だけがよく似ているものの、真正品（本物）に比べて機能や性能が劣っているものもよく見受けられます。このような粗悪な模倣品への対処にも、意匠権が活用できます。模倣品の機能や性能が真正品に比べて劣っている場合、真正品の特許権の範囲外となってしまい、特許権では模倣品に対抗できない場合もありますが、意匠権は、機能や性能の優劣によらず、見た目が似ていれば権利が及ぶためです。

### BtoB製品・内部部品の意匠登録例





クラウドファンディングや展示会に参加するGさんは…

## 製品公開後に権利化したいときは、特別な手続で出願する!

自己の製品を公開した後にした出願は、原則、意匠登録を受けることができませんが、特別な手続をすることで意匠登録できる可能性があります。



### 販売・公開してみたら予想以上の評判! こんなときでも商品などを保護できるの?

「製品を公開・販売してみたら、予想以上に評判が良かったので権利化したい」「クラウドファンディングで資金調達できたので、権利化したい」といった話を耳にすることはないでしょうか。

意匠権を取得するためには、新規性(既に世の中に知られているデザインに似ていないこと)の要件を満たす必要があります。出願前に自身が創作した意匠を公開してしまうと、その後そのデザインについて意匠登録出願をした場合、自らの公開によって登録できなくなる可能性があります。しかし、自ら意匠を公開した後、1年以内に意匠出願し、同時に特別な手続(新規性喪失の例外規定の適用申請)を行うことで、その公開事実を拒絶の理由から除外することができます。

### 基本的には公開前に出願を!

上記の手続を適切に行えば、自ら公開した事実によって拒絶されることはなくなりますが、自分の出願の前に第三者が似たような意匠を出願していた場合、意匠登録はできません。そうしたリスクをなくすため、基本的には、創作した意匠は公開前に出願しておきましょう。

意匠権を取得した製品であれば、展示会などに安心して出展することができ、広くその魅力をアピールすることができます。また、WEBサイトなどで製品を公開する際、意匠登録済みである旨を併記することで、各所からの引き合いにつながるなど、販路拡大に好影響をもたらすこともあります。自社の権利を確立させておくことは、製品販売の戦略を検討する上でも非常に重要なポイントといえます。

新規性喪失の例外手続についてはパート3 P38をご参照ください。



ベンチャー企業のHさんは…

## 権利保有で投資家からの好評価を獲得 ビジネスの拡大に繋がることも!

意匠権をはじめ産業財産権を保有しておくと、投資家からの好評価や、社会的信用の獲得につながる場合があります。



### 知的財産を保護するだけじゃない! 権利取得は自社の信頼性向上にもつながる

意匠権などの産業財産権を取得することは、企業の社会的信用の獲得にも繋がります。取引実績が豊富でない小規模な事業者にとって、新規取引の際に取引先からの信頼性を獲得することが重要です。産業財産権を取得しておくと、その製品が安心して取り扱われるだけでなく、権利意識の高いしっかりした事業者であるとの信頼も獲得できます。権利を取得していたことにより、取引先が自身より立場が強い(大企業など)場合であっても、対等な取引を行うことができたというケースもあります。

### 資金調達の側面でも知的財産権は重要!

ベンチャー企業が銀行やベンチャーキャピタルなどから出資を受ける際は、将来の収益の見通しである事業計画の評価が非常に重要です。その計画の一つの裏付けとなる知的財産を適切に保護しておくことにより、銀行や投資家の与信判断に好影響を与える可能性があります。

### 活用事例:WHILL株式会社

WHILLが産業財産権に期待する効果には、模倣の抑止などのほか、資金調達の場面での投資家へのアピールもあります。実際に、ベンチャー企業が大企業や米国のベンチャーキャピタルなどから出資を受ける際には、重要な審査項目の一つに産業財産権の保有状況があり、取得してきた特許権や意匠権が投資家からの評価に大きく寄与しました。



意匠登録第1523614号  
「電動四輪車」



個人事業主のIさんは…

## 安心して事業を行うために コストを抑えつつ権利化!

少人数で事業を行う場合であっても、自身の創作を守ることはビジネスをも守ることに通じます。出願し、審査結果を得ることで、権利調査を兼ねることもできます。



### 必要書類は願書と図面。自分で出願しやすい!

意匠登録出願に必要な書類は、願書と図面の二つです。願書は、特許出願に必要な書類と比較すると記載すべき内容も少なく、図面は、作成が難しい場合、出願したい意匠を撮影した写真や、見本・ひな形の提出に代えることもできます。そのため、知財総合支援窓口(P43参照)などに相談しながら、自分たちで必要書類を準備・出願している方も少なくありません。

### 審査が早く、出願費用が安い! 意匠制度の特徴を自社の権利調査に利用する

事業を進める上では、自社の創作を保護することと同様、他人の権利を侵害していないかを事前に確認しておくことも非常に重要です。しかし、一般的な中小企業や個人事業主にとっては、権利を調査するための金銭的・時間的コストを捻出できない、調査を行っても類否判断ができないなど、事前調査の実施自体が困難なことがあります。

意匠登録出願にかかる費用は16,000円で、出願してから最初の審査結果が通知されるまでの期間は平均6.3ヶ月(2020年度)ですから、およそ半年の期間はかかるものの、特許庁に出願すれば、意匠審査官による先行意匠の調査と類否判断までを終えることができるという見方もできます。

### 意匠の権利化にかかる費用と期間

費用	出願料	16,000円
	登録料	8,500円 (1~3年目)
期間	一次審査通知まで	平均 6.3 月
	権利化まで	平均 7.1 月

2020年度実績

わからないことがある場合の  
相談先などについては  
パート4 P43もご参照ください。



企業と共同で開発に取り組む研究機関のJさんは…

## 事前に互いの権利関係を整理しておき、 研究開発費をきちんと回収!

共同開発を行ったときは、研究開発費をきちんと回収するためにも、お互いの権利関係を事前に整理しておくことが重要です。



### 取得した権利を活用して対価の得方を整理する

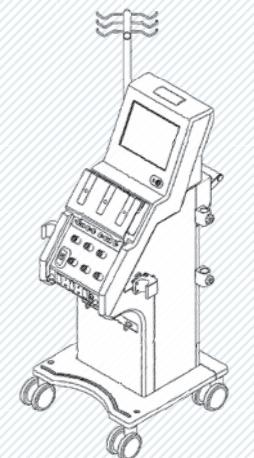
共同開発を行う場合でも、研究開発費を回収することは極めて重要です。開発した製品について出願するのは誰なのか、権利を所有するのは誰なのか、また、製品の販売などによって得た利益をどう配分するのかなど、事前に互いの権利関係を整理しておく必要があります。模倣品対策や外観のオリジナリティの証明などに備え、特許権のみならず意匠権も取得しておくとよいでしょう。

### 共同開発した製品の権利を取得するメリットは?

研究機関にとっては、共同開発した製品に関する産業財産権を取得することで、研究開発費を回収するためのツールにできるほか、研究成果を対外的にアピールできるという利点があります。

他方、企業にとっては、模倣対策のほか、大学と共同で産業財産権を保有している事實をアピールすることで、取引先や金融機関からの信頼性の向上が期待できます。

### 共同開発された製品の意匠登録例



意匠登録第1557193号  
「過濾濃縮機」  
国立大学法人徳島大学、  
国立大学法人千葉大学、  
株式会社タカトリの共同出願

column

## 「意匠登録証」ってどんなもの？

意匠権が設定登録されると、登録料を納付した方に対して「登録証」が交付されます。意匠権者が複数名の場合には、権利者の数だけ登録証が交付されます。

「登録証」は、権利として登録された証ですが、権利者の手元に登録証がない場合でも、権利者であることを主張できなくなるわけではありません（例えば、登録証を譲渡すれば権利も譲渡されるというものです）。

登録証を送付する際、表紙として「登録通知書」が送付されます。「登録通知書」には、権利維持をするための次回以降の納付について案内されていますのでご参照ください。



登録証について、詳しくは、「特許（登録）証について」をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/tokkyoshou\\_about.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/tokkyoshou_about.html)



## Part 3 出願に必要な手続のきほん

出願に必要な手続や書類などについての

基本的な事項をご説明します。

詳細な内容については、

各ページに記載した関連情報（URL、QRコード）や

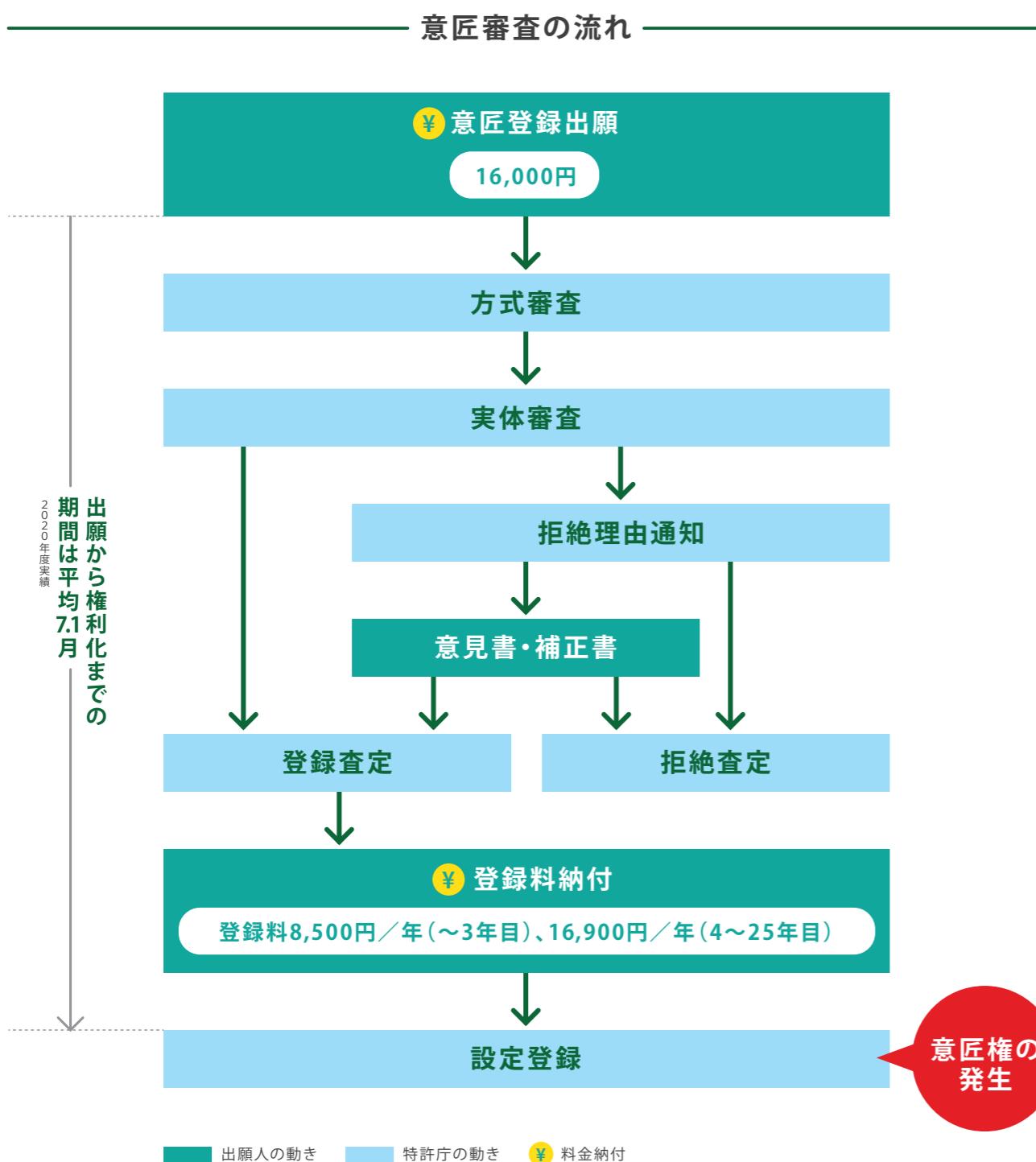
P42の各種ガイドラインなどを

必ず参照してください。

## 出願から権利化までの手続

意匠権を取得するためには、特許庁に出願をし、審査を経て意匠登録を受ける必要があります。審査では、新規性や創作非容易性などの登録要件を満たしているか否かが判断されます。そして、審査の結果、登録査定を受け、登録料を納めると、意匠権が発生し、その登録内容を周知するための意匠公報が発行されます。なお、出願前に意匠を公開した場合、その意匠が自ら創作したものであったとしても、新規性がないものと判断されますので、意匠を公開する前に出願することが基本です。

意匠権は、登録意匠と同一又はこれに類似する意匠にまで効力が及び、その権利を有する者（意匠権者）は、登録意匠やそれに類似する意匠をビジネスにおいて実施（製品の製造、使用、輸出入等）する権利を専有することができます。意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から最長25年で終了します。

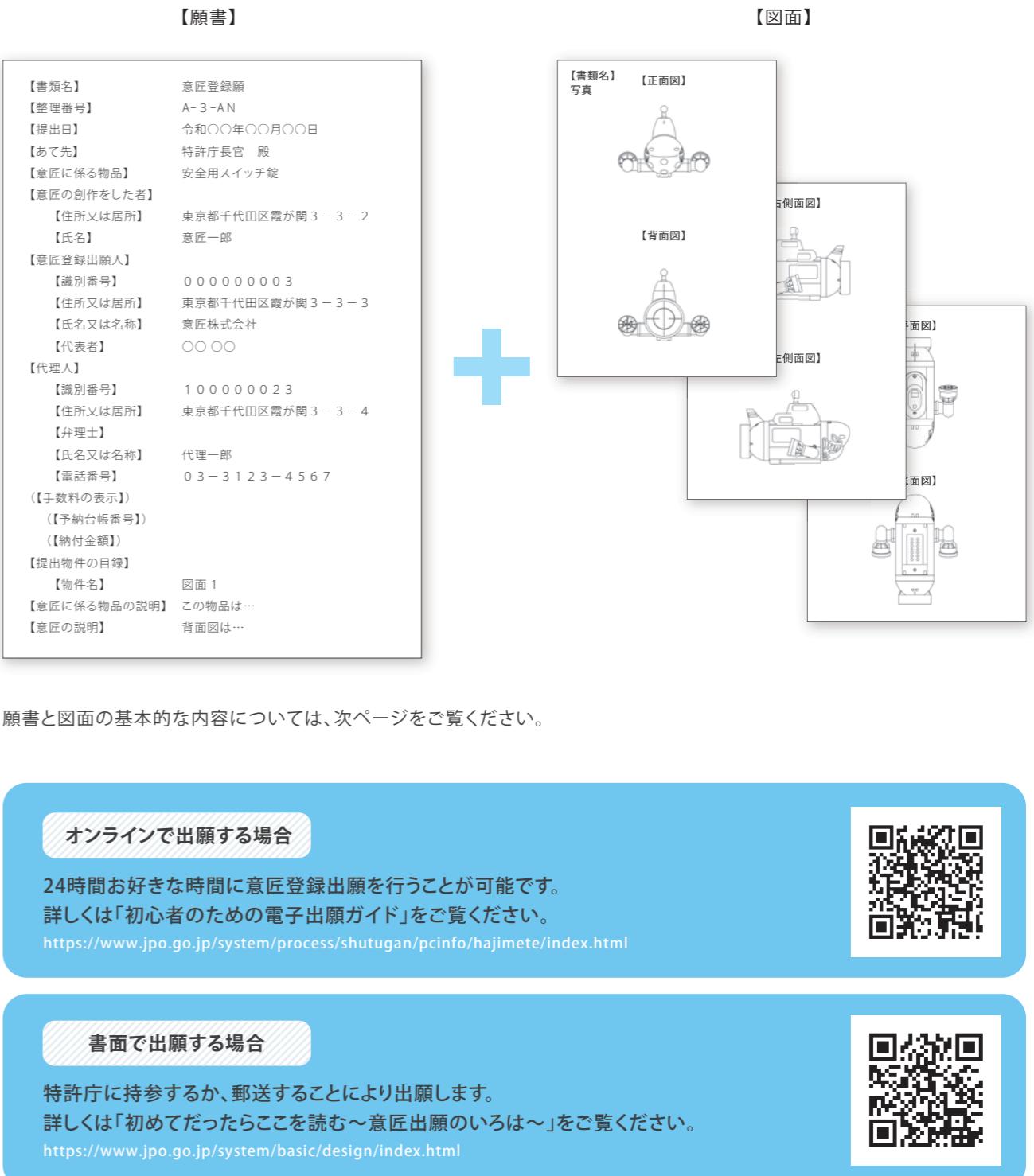


## 意匠登録出願の基本は「願書」+「図面」

意匠登録出願を行うには、願書と図面を特許庁へ提出する必要があります。出願は、オンラインの他、郵送や、特許庁の窓口に直接持参して提出することも可能です（詳しくはページ下部をご覧ください）。

願書には、出願人と創作者の氏名などのほか、「意匠に係る物品」や、必要な場合には、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」を記載します。

立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。例えば、正投影図法による六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図）を基本とし、必要に応じて、斜視図、断面図、拡大図、参考図などを加えます。CGによる図面や、図面に代わるものとして、写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。



# 願書と図面には何を記載するの？

意匠登録出願の願書と図面の基本的な内容を紹介します。

ここでは、願書に記載する3つの主な項目と図面の記載方法について説明します。

願書に記載するその他の項目や、手続面について、  
詳しくは「意匠登録出願等の手続のガイドライン」をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html)

その他の図面の表現方法について、  
詳しくは「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23\\_zumen\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html)

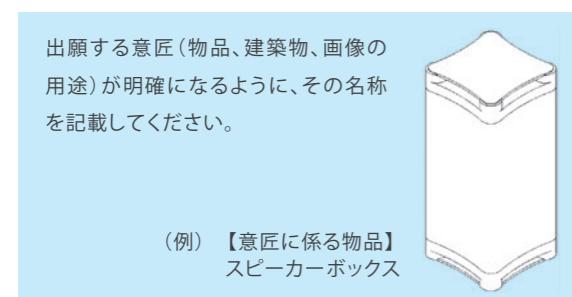


## ■ 願書の記載の基本

願書には、出願人と創作者の氏名などのほか、「意匠に係る物品」や、必要な場合には「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」を記載します。

【意匠に係る物品】の欄には「どのような物品について保護を受けようとするのか」を記載し、その記載だけではその物品の用途や機能が何であるかが分かりづらい場合は、【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法等を記載します。これは、意匠登録を受けようとする意匠が物品、建築物又は画像のいずれである場合にも共通しています。図面に表した形状等について説明を必要とする場合や、図の記載を一部省略する場合も、【意匠の説明】の欄に必要な説明を記載します。

以下、それらの記載方法について、基本的な点を説明します。



【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは、物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではないときは、【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載してください。

図面(写真、ひな形又は見本)だけではその意匠の理解ができないときは、理解を助けることができるような説明を簡潔に記載してください。

(例) 「背面図は正面図と同一である」  
「本願意匠は全体が透明である」

## 図面の記載の基本

意匠は、多くが立体状です。しかし、意匠登録出願する際には、その立体状の形状等を平面上に記載した図面等によって表します。つまり、意匠権の客体は、現実の立体物ではなく、その図面等によって表された立体の形状等になります。

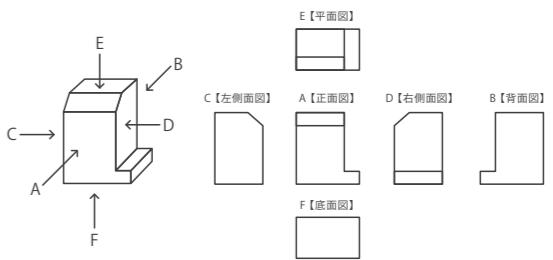
そのため、第三者においても権利の客体である形状等を正しく理解できるよう、出願にあたっての作図方法は詳細に定められています。

出願をする際は、定められた作図方法に基づいて、意匠登録を受けようとする意匠の形状等の全体を特定するために必要な図を記載します。なお、意匠の理解を助けるための図も必要に応じて記載します。

以下、最も基本的な作図方法と、作図例を説明します。

## ■ 作図方法の一例：正投影図法

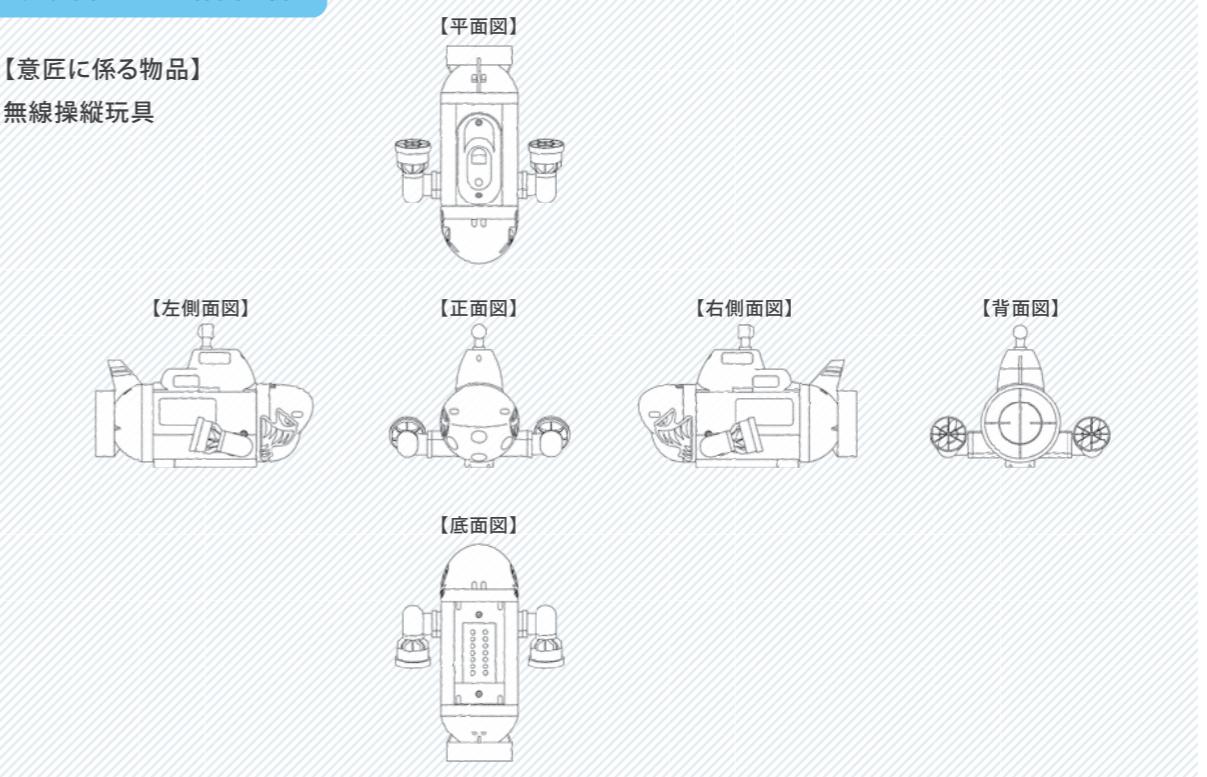
意匠が立体状である場合は、正投影図法により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。



## 正投影図法による作図の例

### 【意匠に係る物品】

## 無線操縱玩具



★図面に代えて、出願する意匠を撮影した写真や、ひな形又は見本を提出することもできます。 P36へ

# 特徴的な部分だけを保護したいときは、どう記載するの？

物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合、願書の記載や図面の表現方法が異なります。

願書に記載するその他の項目及び手続面について、  
詳しくは、「意匠登録出願等の手続のガイドライン」をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html)

より詳細な図面表現については、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の  
第1部 出願意匠の表し方の基本 1.願書の記載の基本 をご参照ください。  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23\\_zumen\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html)

意匠登録出願等の  
手続のガイドライン



願書及び図面等の  
記載の手引き



## ■ 物品等の部分について意匠登録を受けようとするときの 願書の記載の注意点

意匠法では、物品、建築物、画像の全体の形状のみならず、部分の形状のみ保護することもできます。ここでは、物品等の部分について意匠登録を受けようとするときの願書の記載の注意点を説明します。

### 【意匠に係る物品】の欄

意匠登録を受けようとする部分の創作のベースとなる物品、建築物又は画像について、意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確になるように記載します。

例えば、カメラのグリップ部分について意匠登録を受けようとするときは、「カメラ」と記載します。「カメラの部分」、「カメラのグリップ」、「グリップ部分」などと記載するのは誤りです。

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	A-3-AN
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	0000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	1000000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は…
【意匠の説明】	…実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】	図面
【正面図】	イメージ
【背面図】	イメージ

### 【意匠の説明】の欄

図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、意匠登録を受けようとする部分が図面においてどのように方法で特定されているのか記載してください。

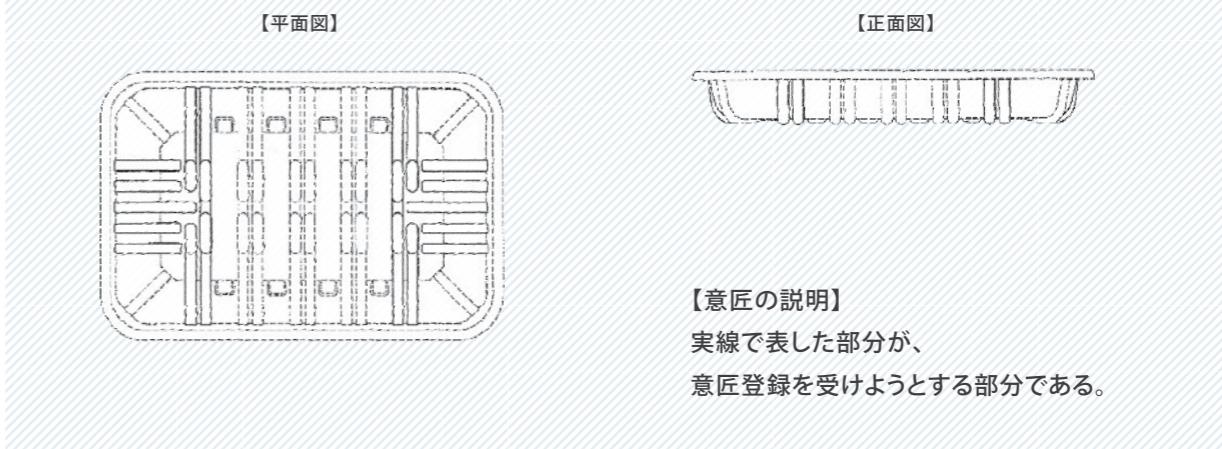
例えば、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描くことにより意匠登録を受けようとする部分を特定した場合は、「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。

写真、見本又はひな形については、例えば「その他の部分」を黒色で塗りつぶした場合には、「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である」と記載します。

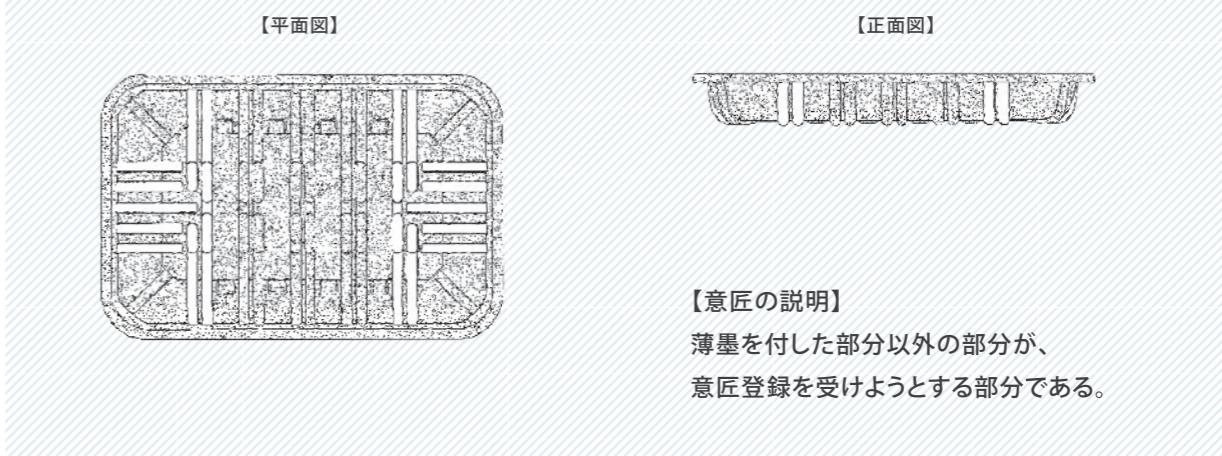
## ■ 図面上で「意匠登録を受けようとする部分」を 特定する必要があります

「意匠登録を受けようとする部分」が物品等の全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより、意匠登録を受けようとする部分を特定します。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定すること等も可能です。

### 実線と破線などで描き分けた例



### 「その他の部分」を薄墨で塗り分けた例



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

# 図面以外で意匠を表すには？

図面の代わりに、出願する意匠を撮影した写真を用いて出願することもできます。



図面代用写真や見本又はひな形を提出して出願する場合について、詳しくは、

「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

第1部 出願意匠の表し方の基本 2.図面の記載の基本

C.図面代用写真について D.見本、ひな形について をご参照ください。

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23\\_zumen\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html)

## ■ 図面の代わりに、意匠を撮影した写真を添付して出願することができます

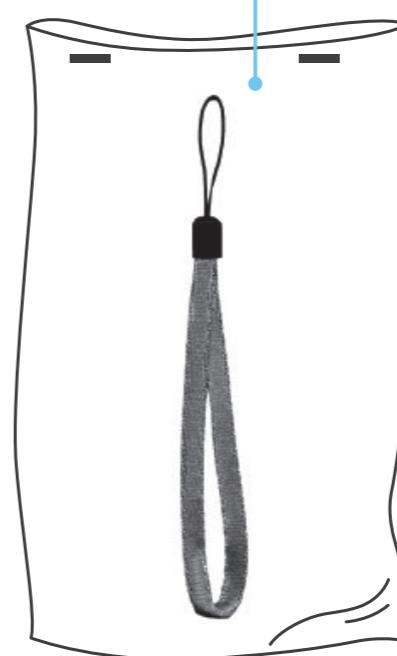
図を記載した図面に代えて、写真を添付して意匠登録出願することができます。写真とする場合も、形状等の表し方は図面の場合と同じです。つまり、六面図等の各図それぞれを、図が表す面と同じ方向の面を撮影した写真に置き換えた表し方となります。

### 写真を貼付した例



### 作成例

#### 【書類名】 見本



見本やひな形は、密封された小袋や、箱等に入れた状態ではなく、  
このように直接所定の袋に入れて提出してください。

意匠登録出願人の氏名(名称)	○△	出願番号	
意匠に係る物品	携帯電話用ストラップ	出願日	

# 出願前に 意匠を公開してしまったときは？

出願前に意匠を公開してしまった場合に行うとよい特別な手続があります。



## ■ 新規性喪失の例外規定とは？

わが国の意匠制度においては、意匠登録出願より前に公開された意匠は原則として意匠登録を受けることはできません。しかし、展示会、刊行物、WEBサイトへの発表等によって自らの意匠を公開した後に、その意匠について意匠登録出願をしても一切意匠登録を受けることができないということは、創作者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という意匠法の趣旨にもそぐわないといえます。

このことから、意匠法では、特定の条件下で意匠を公開した後に意匠登録出願した場合には、先の公開によってその意匠の新規性が喪失しないものとして取り扱う規定、すなわち意匠の新規性喪失の例外規定(意匠法第4条)が設けられています。

#### ■ 新規性喪失の例外規定の適用を受けるための3つの手続要件

	<p>自己の行為に起因する公開から 1年内に出願すること</p> <p>-----</p> <p>① 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して 公開された意匠の公開日から、1年以内に、 意匠登録出願を行う必要があります。</p>
	<p>出願時に意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を 記載した書面を提出すること</p> <p>-----</p> <p>② 願書に【特記事項】の欄を加えて、 当該規定の適用を受けようとする出願である旨を 明記することでも代用可能です(右ページ参照)。</p>
	<p>出願の日から30日以内に 上記①の要件を満たすことを証明する書面を提出すること</p> <p>-----</p> <p>③ 以下の2つの要件が満たされることを「証明する書面」によって証明する必要があります。</p> <p>① 意匠の公開日から1年以内に出願したこと</p> <p>② 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して意匠が公開され、 意匠登録を受ける権利を有する者が意匠登録出願をしたこと</p>

意匠の新規性喪失の例外規定を受けるための手続について、詳しくは、「意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手續について」をご参考ください。このページには、よくあるご質問がまとめられたQ&A集もあります。

【特記事項】に規定を受けようとする旨を記載します。

column

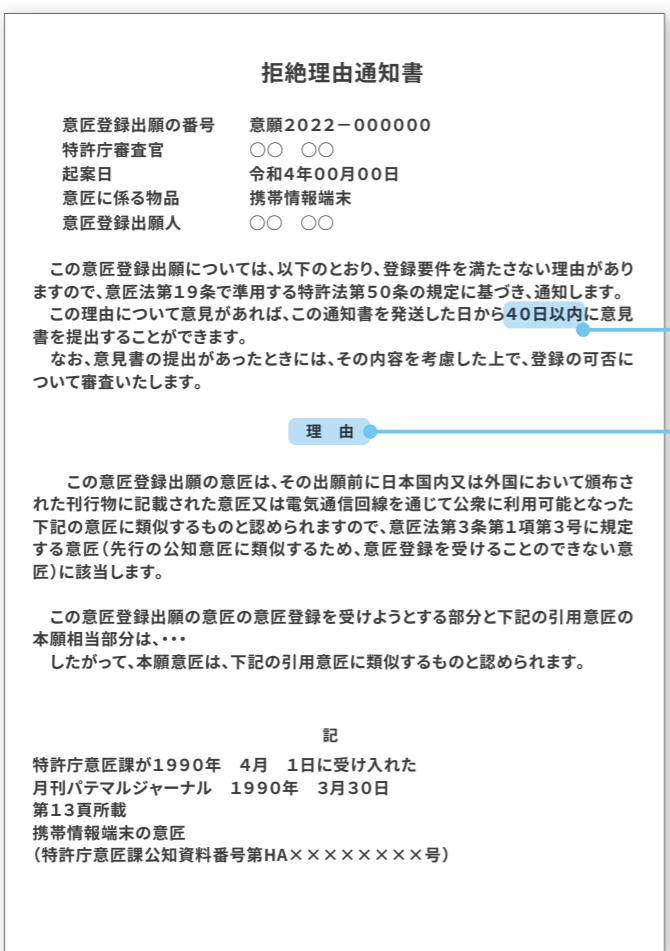
## 「拒絶理由通知書」が届いたらおしまい?

意匠登録出願が、何らかの理由により、意匠法に定められた登録要件を満たしていないと判断された場合、審査官から、その理由をお知らせするための「拒絶理由通知書」が届きます。

しかし、この通知が来たからと諦める必要はありません。この通知に記載された拒絶の理由を解消するための「手続補正書」を提出したり、審査官の拒絶の判断に反論する「意見書」を提出すれば、審査官が改めて審査判断しますので、登録となる可能性があります。

拒絶理由通知書には、①意匠登録を受けることができない理由(たとえば「意匠法第3条第1項柱書」などの条文)、②その理由の説明、③意見書・手続補正書を提出できる応答期間、④担当審査官の連絡先などが記載されています。

ここでは、拒絶理由通知書の基本的な見方を説明します。



実際に拒絶理由通知書を受け取った場合に必要な対応や、拒絶理由の解説など、詳しくは、「意匠の拒絶理由通知書を受け取った方へ」をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/isho/kyozetsu/>



# Part 4

## 参考情報

各種ガイドラインのご紹介

特許庁、INPIによる支援など



## ■ 各種ガイドライン・役立つ資料・支援ツールと窓口

### 最初に読むなら



初めてだったらここを読む  
～意匠出願のいろは～

意匠制度を初めて利用する人向けに  
様々な情報をまとめてご紹介  
<https://www.jpo.go.jp/system/basic/design/index.html>



### 特許・商標専門家のための 意匠制度説明会

特許・商標の専門家向けに  
意匠制度の概要や特徴をご紹介  
[https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai\\_setumeikai\\_jitsumu.html](https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai_jitsumu.html)



### 分からぬことがあるので相談したい！



### INPIT 知財総合支援窓口

知的財産に関する相談を  
ワンストップで受け付ける窓口  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>



### 手続などの具体的な内容が知りたい



### 意匠登録出願の願書及び 図面等の記載の手引き

願書及び図面の記載を詳細に解説  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23\\_zumen\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html)



### 意匠登録出願等の 手続のガイドライン

願書、図面等の作成方法について  
主にオンライン手続を念頭に説明  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou\\_guideline.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyou_guideline.html)



### 知的財産相談・ 支援ポータルサイト

出願手続、営業秘密管理、海外展開の  
知財支援などに関する情報を包括的に提供  
<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/type.html>



### 意匠の新規性喪失の例外規定の 適用を受けるための手続について

手続の詳細な内容や  
手続に関するQ&A集のご紹介  
<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetsuduki/index.html>



### 初心者のための電子出願ガイド

インターネットを用いて  
出願したい方のためのページ  
<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pinfo/hajimete/index.html>



### 産業財産権専門官

産業財産権専門官が  
中小企業の知財活動を応援  
<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/index.html>



### お役立ちツール



### 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

特許・意匠・商標の公報などの検索が  
可能なサービス  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



### 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

登録された画像を含む意匠の調査を  
支援するツール  
<https://www.graphic-image.inpit.go.jp>



### さくっと書類作成

ブラウザの画面に入力するだけで  
電子出願用の一部書類を作成可能  
<https://sakutto.pcinfo.jpo.go.jp/>



## 各地域での支援

経済産業局等の知的財産室では、地域ニーズに応じた制度普及・権利活用等の支援事業の展開や、支援制度の紹介等を行っています。また、全国47都道府県に設置されている知財総合支援窓口では、中小企業等が経営の中で抱える、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談を、窓口支援担当者がワンストップで受け付けています。

### 知的財産室一覧

知的財産室	管轄する都道府県	所在地	電話番号
北海道経済産業局 知的財産室	北海道	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階	011-709-5441
東北経済産業局 知的財産室	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階	022-221-4819
関東経済産業局 知的財産室	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、長野、山梨、静岡	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館	048-600-0239
中部経済産業局 知的財産室	愛知、岐阜、三重、富山、石川	名古屋市中区三の丸2-5-2 4階	052-951-2774
近畿経済産業局 知的財産室	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階	06-6966-6016
中国経済産業局 知的財産室	鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階	082-224-5680
四国経済産業局 知的財産室	徳島、香川、愛媛、高知	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階	087-811-8519
九州経済産業局 知的財産室	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階	092-482-5463
沖縄総合事務局 知的財産室	沖縄	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館9階	098-866-1730

### 知的財産室の紹介

<https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/chizaishitsu/>



### 知財総合支援窓口

全国共通ナビダイヤル **0570-082100** ※お近くの窓口につながります。

**謝辞** 本ガイドの発行にあたり、以下の事例提供者の皆様(掲載順)には、多大なご協力をいただきました。  
心より感謝を申し上げます。

WHILL株式会社	株式会社クボタケミックス	株式会社カカクコム
株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント	合同会社Helicodesign	株式会社エンジニア
パナソニックIPマネジメント株式会社	井村屋グループ株式会社	株式会社タケダレース
株式会社イトーキ	株式会社エフピコ	株式会社 日星電機
株式会社ファーストリテイリング	株式会社 資生堂	株式会社タカトリ
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	マツダ株式会社	国立大学法人徳島大学
株式会社小糸製作所	株式会社 MTG	国立大学法人千葉大学
日本航空電子工業株式会社	株式会社NTTドコモ	

### 本ガイドの利用について

本ガイドはできる限り正確な情報の提供を期して作成したものですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本ガイドに掲載されている情報を利用したことから損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁及び事例提供者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。